



# 佐賀県公報

平成21年  
3月17日  
(火曜日)  
第 13135号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生	(八五・生産者支援課)	一
都市計画の変更	(八六・まちづくり推進課)	一
都市計画事業変更の認可	(八七・下水道課)	二
道路の区域の変更	(八八・道路課)	二
道路の供用開始	(八九・"	三
道路の区域の変更	(九〇・"	三
道路の供用開始	(九一・"	三
道路の区域の変更	(九二・"	四
道路の供用開始	(九三・"	四
道路の区域の変更	(九四・"	四
道路の供用開始	(九五・"	五
佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報の一部改正	(九六・総務法制課)	五
公告	(農地整備課)	五
換地処分届出		
人事委員会事項		
平成二十一年度警察官A採用試験の実施	(公告)	五
公安委員会事項		
平成二十一年度警備員検定の実施	(公告)	七

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第八十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古 川 康

#### 加入区

諸富町加入区、広江加入区、久保田町加入区、福富町加入区、太良加入区、浜崎加入区、唐津市加入区、屋形石加入区、加部島加入区、外津加入区、高串加入区、大浦浜加入区及び波多津加入区

### ◎佐賀県告示第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古 川 康

#### 一 都市計画の種類

- 白石都市計画道路 三・四・一号 駅前福田線
- 白石都市計画道路 三・四・二号 駅前今泉線
- 二 都市計画を定める土地の区域
- (一) 白石都市計画道路 三・四・一号 駅前福田線

追加する部分 杵島郡白石町福田字郷二本楠及び福吉字二本黒木

削除する部分 杵島郡白石町福吉字二本黒木、福田字郷二本楠及び字三本楠

(二) 白石都市計画道路 三・四・二号 駅前今泉線

追加する部分 杵島郡白石町福田字郷一本楠、福吉字一本黒木及び今泉字網代

削除する部分 杵島郡白石町福吉字一本黒木、今泉字網代、東郷字一本松及び字一本榎

◎佐賀県告示第八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 施工者の名称

伊万里市

二 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画下水道事業 伊万里市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年一月二十四日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 昭和五十四年佐賀県告示第五十六号、昭和六十年佐賀県告示

第五百十八号、平成二年佐賀県告示第五百四号、平成四年佐賀

県告示第六百三十七号、平成九年佐賀県告示第五百五号の事業

地に伊万里市二里町大里乙字福母、字桂論坊、字松林、字大緑

字七田、字西原田、字浦田及び字大國、二里町中里甲字郡敷、

字長谷、字内ノ馬場、字米ノ山、字赤坂、字一本松、字田原、字北川、字三本松、字五本松、字一本杉、字吉野及び字早ノ川、

立花町字鈴桶及び字粕山、脇田町字龍玄、字瓶屋、字三本谷、

字壺本谷、字脇田山、字清水、字辻畑、字古瓶屋、字長谷、字

東、字岡、字物引及び字平野、大坪町乙字山田、字堂ノ本、字

長田、字五本松、字二本杉、字寺ノ前、字古賀、字壺ノ坂、字

戸五良、字落合、字椎木原、字梅ノ木谷、字糸屋敷、字カツ子

ヲ、字和田、字笑川及び字前山、大坪町丙字三本杉、字上ノ山

字前原、字鳥越、字戸次郎谷及び字戸次郎堤の下、大川内町丙

字三本松及び字五本椿二、木須町字下見上、字戸渡島、字二番

新田、字古戸渡島、字名切及び字戸ノ須辺古島並びに東山代町

大字日尾字夏崎、字日尾崎、字銭亀、大字浦川内字新ヶ江、大

字天神字天神、大字長浜字新搦一、字新浜、字新搦三、字田土

居尻搦、字北土居、字浜頭、字祐蔵坊、字上白幡一、字上白幡

二、字中土居、字本日尾搦、字上ノ原二、字長浜三、字久佐工

門山、字浜田、字本日尾、字長浜一、字長浜二、字下り松、字

白幡、字崎山、字六本松、字奥浦、字勝田一及び字勝田二を加

え、伊万里市大坪町甲字裏川内、二里町大里乙字中町、字神ノ

原、字白幡及び字山川、立花町字渚、脇田町字札ノ元及び字馬

臥、大坪町乙字地北及び字打越、大坪町丙字辻の前、大川内町

丙字五本椿一、字一本松、字二本松、字栗林、字四本椿一及び

四本椿二、木須町字馬伏並びに松島町字搦、字六本松及び字一

本松地内において事業地を変更する。

◎佐賀県告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前の別	幅員メートル
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字今原三一六番一地从先から 佐賀市三瀬村杠字松尾二四五番一、二地先まで	後	二二・二 八・六
	佐賀市三瀬村三瀬字今原三一六番一地从先から 佐賀市三瀬村杠字松尾二四五番一、二地先まで	後	二二・二 八・六
			延長メートル
			二〇三・二
			二〇四・〇

●佐賀県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字今原三一六番一地从先から 佐賀市三瀬村杠字松尾二四五番一、二地先まで	平成二一・三・一七

●佐賀県告示第九十号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前の別	幅員メートル
一般国道 四四四号	小城市芦刈町永田字西子ノ日三三七九番二地从先から 小城市芦刈町永田字西子ノ日三三六四番四地先まで	後	二九・〇 一〇・三
	小城市芦刈町永田字西子ノ日三三七九番二地从先から 小城市芦刈町永田字西子ノ日三三六四番四地先まで	後	二九・〇 一〇・三
			延長メートル
			一八一・〇
			一八一・五

●佐賀県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町永田字西子ノ日三三七九番一地先から 小城市芦刈町永田字西子ノ日三三六四番四地先まで	平成二一・三・一七

●佐賀県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区間	道路の区域		
		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 諸富西島線	神崎市千代田町迎島字七本松二六一五番地先から 神崎市千代田町迎島字五本柳八一二番五地先まで	後	六四・八 、 七・三	一、五六八・五
	神崎市千代田町迎島字七本松二六一五番地先から 神崎市千代田町迎島字五本柳八一二番五地先まで	後	二九・五 、 一三・五	一、五七五・六

●佐賀県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 諸富西島線	神崎市千代田町迎島字七本松二六一五番地先から 神崎市千代田町迎島字五本柳八一二番五地先まで	平成二一・三・一七

十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区間	道路の区域		
		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 市武諸富線	神崎市千代田町崎村字二本杉二三六八番一地先から 神崎市千代田町崎村字二本杉二〇三六番地先まで	後	一六・四 、 九・六	七八一・三
	神崎市千代田町崎村字二本杉二三八八番一地先から 神崎市千代田町崎村字二本杉二〇三六番地先まで	後	一七・二 、 九・六	七八一・三

●佐賀県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月十七日から平成二十一年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 市武諸富線	神崎市千代田町崎村字二本杉三三六八番一地先から 神崎市千代田町崎村字二本杉二〇三六番地先まで	平成二一・三・一七

●佐賀県告示第九十六号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

表中

佐賀県立有田窯業 大学校専門課程入 学者選抜試験	科目別得点、総 合得点及び順 位	"	佐賀県立有田 窯業大学校
--------------------------------	------------------------	---	-----------------

を

佐賀県立有田窯業 大学校一般課程入 学者選抜試験	科目別得点、総 合得点及び順 位	"	佐賀県立有田 窯業大学校
佐賀県立有田窯業 大学校専門課程入 学者選抜試験	"	"	"

改める。

○ 公 告

伊万里市長 塚部芳和から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、伊万里市営土地改良事業（基盤整備促進）西八谷郷地区の換地処分を平成21年2月27日行った旨届出があった。

平成21年3月17日

佐賀県知事 古川 康

○ 人事委員会事項

佐賀県職員に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）第6条の規定により、次のとおり採用試験を行います。

平成21年3月10日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

1 試験の区分

警察官A（第1回、男性）及び警察官A（第1回、女性）

2 受験資格

次の要件を満たす者とします。

区分	警察官A (第1回、男性)	警察官A (第1回、女性)
性別	男性	女性
年齢	昭和54年4月2日以降に生まれた者	
学歴	次のいずれかに該当する者 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成22年3月31日(昭和54年4月2日から昭和55年4月1日まで)に生まれた者については、平成21年9月30日)までに卒業見込みの者 イ 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校(長期課程に限る。) 気象大学校(大学部に限る。)その他人事委員会がアと同等と認める学校を卒業した者又は平成22年3月31日(昭和54年4月2日から昭和55年4月1日まで)に生まれた者については、平成21年9月30日)までに卒業見込みの者	

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者(準禁治産者を含む。)
- 3 第1次試験
  - (1) 試験の実施日  
平成21年5月10日(日曜日)
  - (2) 試験地  
佐賀県立佐賀商業高等学校(佐賀市)
  - (3) 試験種目及び内容  
試験種目及び内容について、次のとおりとし、教養試験の出題分野は別表のとおりとします。

試験科目	内 容
教養試験	警察官として必要な一般的知識及び知能についての五肢択一式問題50問による筆記試験を行う。
体力試験	立幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、時間往復走及び握力の5種目を実施する。
身体測定	警察官としての職務遂行上必要な身体を備えているかどうかを測定する。

- (4) 第1次試験合格者発表表  
平成21年5月21日(木曜日)に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
- 4 第2次試験
  - (1) 試験の実施日  
平成21年6月上旬～中旬(予定)  
第1次試験合格者に文書で通知します。
  - (2) 試験地  
佐賀市
  - (3) 試験種目  
論文試験、面接試験、適性検査及び身体検査
  - 5 最終合格者発表表  
平成21年7月上旬に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
  - 6 採用候補者名簿及び採用方法  
試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。  
採用は、この名簿を任命権者に提示し、その中から任命権者が行います。
  - 7 試験案内及び受験申込書の交付
    - (1) 交付場所



佐賀県人事委員会事務局、さが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）首都圏営業本部、関西・中京営業本部及び佐賀県警察本部警務課並びに佐賀県内各警察署、幹部派出所、交番及び駐在所

(2) 郵送による請求方法

封筒の表に「警察官A（第1回）請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒（縦33.2センチメートル横24センチメートル程度）を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局又は佐賀県警察本部警務課に請求してください。

(3) ホームページからダウンロードする方法

佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

8 受験申込みの方法

(1) インターネット申込みの場合（推奨）

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

(2) 持参又は郵送の場合

提出先 佐賀県警察本部警務課（郵便番号 840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号）

受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の80円切手をはり付けて提出してください。なお、郵送の場合は、必ず簡易書留郵便で送ってください。

9 受験申込みの受付期間

(1) インターネット申込みの場合（推奨）

平成21年3月19日（木曜日）9時から4月10日（金曜日）17時まで受信したものを受け付けます。

(2) 持参の場合

平成21年3月19日（木曜日）から4月10日（金曜日）までの8時30分

から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等の閉庁日は除きます。

(3) 郵送の場合

平成21年3月19日（木曜日）から受け付けます。

なお、4月10日（金曜日）の消印のあるものまで有効とします。

10 問い合わせ先

(1) 佐賀県人事委員会事務局

郵便番号 840 - 8570 佐賀市内一丁目1番59号 県庁内

電話 直通 0952 - 25 - 7295

(2) 佐賀県警察本部警務課

郵便番号 840 - 8540 佐賀市松原一丁目1番16号

電話 代表 0952 - 24 - 1111 内線 2652、2653

別表

教養試験出題分野一覧表

試験科目	出題分野
全試験区分	社会科学（法律、政治、経済、社会一般、人権等） 人文科学（日本史、世界史、地理、思想・哲学、文学・芸術等） 自然科学（数学、物理、化学、生物、地学等） 文章理解（英文を含む。） 判断推理、数的推理、資料解釈等

○ 公安警察委員会

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成21年3月17日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

<p>1 検定の種別及び級の区分 交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所 (1) 日時 平成21年6月12日(金曜日) 9時30分から17時まで (2) 場所 佐賀市立諸富文化体育館(佐賀市諸富町大字諸富津52番地)</p> <p>3 検定試験の内容 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。 イ 法令に関すること。 ウ 車両等の誘導に関すること。 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 車両等の誘導に関すること。 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格 佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検定員 30人(先着順とする。)</p> <p>6 検定申請手続 (1) 検定申請書の受付期間 平成21年5月14日(木曜日)から平成21年5月22日(金曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p>	<p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。</p> <p>(3) 提出書類 ア 検定申請書 1通 イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚 (4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。 なお、申請時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等 (1) 検定の手数料は、14,000円です。 (2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。 (3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先 最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話番号0952-24-1111 内線3033又は3034)</p>
---	--

購読料 一か年三二,一〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社